

玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会（第1回）議事録

日時 平成28年12月26日（月）15:02～16:29

場所 佐賀県庁新行政棟11階 大会議室

○事務局（古賀新エネルギー産業課副課長）

皆さんこんにちは。一部、少し遅れていらっしゃる方もいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまから玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会を開催いたします。

委員の皆様には御多用中のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私、司会を務めさせていただきます新エネルギー産業課副課長をしております古賀と申します。どうぞよろしくお願ひします。

さて、開会に先立ちまして、事務局から注意事項をお伝えさせていただきます。

まず、本日の委員会は公開で行うこととしております。また、県のホームページ上でインターネットによる中継も行わせさせていただきます。また後日、議事録を県のホームページで公開することとしておりますので、皆様方には合わせて御承知いただくようお願い申し上げます。

なお、こうした関係上、御発言いただく際は、係員がマイクをお持ちしますので、そのマイクをお使いいただき、御発言をしていただくようお願いいたします。

次に、傍聴される方をお願いをします。本日の委員会中は円滑な議事進行のため、携帯電話の使用は御遠慮いただきますとともに、配付させていただいております傍聴要領の注意事項を守っていただき、お静かにお願いします。守っていただけない場合、また、事務局職員の指示に従っていただけない場合は退場していただくこととなりますので、御了承ください。

それでは、開会に当たり、当委員会の会長であります副島副知事から御挨拶を申し上げます。

○副島副知事

改めまして、皆様こんにちは。佐賀県副知事の副島でございます。本日、第1回の玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会を開催するに当たりまして、私のほうから一言お礼の言葉と御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、年末の大変御多忙の中、本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には県政の推進につきまして、日頃から特段の御支援と御協力を賜っておりますことに対しまして、この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、東日本大震災による福島第一原子力発電所における事故を踏まえて、我が国における新たな原子力安全規制体制として、平成24年9月に原子力規制委員会が発足し、玄海原子力発電所3号機、4号機につきましても、この規制委員会において新たな規制基準に基づく審査が現在とり行われているところでございます。

審査の状況につきまして、御報告申し上げたいと思います。

委員の皆様も報道等で御承知かとは思いますが、ことしの11月9日に規制委員会におきまして、設置変更許可の審査書案が決定し、1カ月間のパブリックコメントを経て、現在審査書案の修正作業などが行われているところでございます。近いうちにも設置変更許可が出されるのではないかとこの状況でございます。山口知事も申し上げますように、この原子力発電の問題につきましては、県民の間にも様々な意見があり、できるだけ多くの方々の御意見をお聞きしたいと考えているところでございます。本委員会は、この一環として、県内各界の代表者や学識経験者の方々に委員として御就任いただき、玄海原子力発電所の再稼働に関して様々な観点からの御意見をいただくことなどを目的として設置したものでございます。

本日は、第1回目ですので、この委員会の進め方やこれまでの経過などを御説明いたしますが、今後、委員の皆様方には玄海原子力発電所の再稼働に関して、日頃考えていらっしゃることや疑問に思われていることを含め、率直な意見を賜りたいと考えておりまして、簡単ではございますけれども、私からのお願いとお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（古賀新エネルギー産業課副課長）

それでは、まずは配付資料の確認をさせていただきます。

お手元のほうに資料を配付しておりますが、不足がございましたら事務局の者がお持ちしますので、お手数ですが、挙手でお知らせくださいますようお願いいたします。

まず、本日の式次第でありますA4一枚の紙、それから、出席者名簿を配付しております。3種類目に、本日の右肩に資料1と振っております本委員会の設置要綱でございます。それと、4種類目が資料2と振っておりますA4横のカラーコピーでしております資料でございます。

そのほか、委員の皆様方へ参考資料としまして「佐賀県の原子力発電」という冊子をお配りさせていただいております。よろしく申し上げます。

それでは続きまして、委員の皆様方の御紹介に移らせていただきます。

お手元の出席者名簿に従いまして、本日御出席の委員の皆様方の所属とお名前を御紹介いたします。

まず、佐賀県農業協同組合代表理事組合長、金原壽秀様。

唐津農業協同組合代表理事組合長、堤武彦様。

伊万里市農業協同組合代表理事組合長、岩永康則様。

J A佐賀県女性組織協議会会長、家永美子様。

佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長、川寄和正様。

佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長、徳永重昭様。

佐賀県漁協女性部連合会会長、西村陽子様。

佐賀県森林組合連合会代表理事会長、福島光洋様。

佐賀県商工会議所連合会会長、井田出海様。

佐賀県商工会連合会会長、飯盛康登様。

佐賀県商工会連合会女性部連合会会長、古舘日登美様。

佐賀経済同友会代表幹事、村岡安廣様。

佐賀県医師会会長、池田秀夫様。

佐賀県歯科医師会会長、寺尾隆治様。

佐賀県薬剤師会会長、佛坂浩様。

佐賀県看護協会会長、三根哲子様。

日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長、青柳直様。

佐賀県老人福祉施設協議会会長、松永宣子様。

佐賀県障害者社会参加推進協議会会長、松尾義幸様。

佐賀消費者フォーラム理事長、岩本諭様。

佐賀県平和運動センター事務局長、柳瀬映二様。

佐賀県連合青年団事務局長、山田浩史様。

佐賀県地域婦人連絡協議会会長、三苫紀美子様。

当委員会の原子力安全専門部会部会長であります工藤和彦様。

佐賀県副知事、副島良彦。

以上でございます。

各委員の皆様におかれては、お手数、御足労をおかけしますが、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、ここからの議事は本委員会の会長であります副島副知事が務めさせていただきます。

副島副知事、会長席のほうへお願いします。

○副島会長

それでは、お手元でございます会議次第に従いまして議事を進めてまいります。

皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、議題の1つ目に掲げております委員会の進め方について、事務局から御説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

新エネルギー産業課長の山下でございます。委員会の進め方について御説明いたします。

まず、その前に、この委員会について少し触れておきたいと思ひます。

皆様のお手元に配られていますこの委員会の設置要綱、資料1になります。そちらのほうをお願ひいたします。

第1条に、本委員会の目的を記載しています。この委員会は、玄海原子力発電所の再稼働に関して、様々な観点からの御意見や専門的なアドバイスをいただくことを目的とするものでございます。

副知事の挨拶にもありましたように、玄海原発の再稼働に関しては、できるだけ多くの皆様の意見を聴いていこうということで、その一つとしてこの委員会を設置したところでございます。

委員会の委員ということで、第2条になります。その構成については、めくっていただいで別表1に掲げさせていただいています。本日欠席の皆様も含めまして、各界の代表ということで30名の構成ということになります。

そしてもう一つの目的、専門的なアドバイスをいただくということで、これが第4条になります。専門部会の設置について規定をしております。各界の代表から成るこの委員会とは別に、学識経験者から成ります原子力安全専門部会を設けることとしておりまして、その専

門部会の委員というのが、めくっていただくと別表2ということでございます。この別表2に掲げる7名の皆様ということになります。

そして、要綱の第8条をご覧ください。都合により委員会に出席できない方もいらっしゃいます。そういうこともありますので、委員は会議の開催にも関わらず、書面等により会長に意見等を述べることを規定しております。これが委員会の設置要綱ということになります。

次に、委員会の進め方について御説明いたします。

これについては特にお配りしている資料というのはございません。私のほうから説明をさせていただきます。

委員会は3回程度の開催を考えています。本日がその1回目ということになるわけですが、委員の皆様におかれては、この玄海原発に関して詳しい方もいらっしゃれば、そうでない方もいらっしゃいます。

そこで、きょうこの第1回目の委員会では、今、説明しています委員会の概要や進め方のほか、玄海原発の概要や経緯等について御説明をさせていただき、まずはその基本的なところを知っていただくことを考えております。

そういうことで、皆様方の御意見ということでは、本格的には2回目以降にと考えていますけれども、もちろん今日も御意見ある方にはお願いしたいと思っています。

そして、3回目はこの委員会のまとめ的なところを考えておきまして、2回目までにいただいた意見を確認する、そしてさらに意見の追加など、そういった場にと考えているところでございます。

それで、2回目、3回目の開催時期ですけれども、2回目以降については現在いつ頃と言えるものではありませんで、申し訳ありませんけれども、そこは今のところ未定ということになります。

皆様方からいただきます意見については、国による玄海原発の審査結果や国のエネルギー政策の考え方、また事故があった場合の緊急時対応の考え方など、こういった再稼働に関する動きについて触れていただくことは必要だろうと思っております、そこをどういうふうに着用するのかというのが1つあります。

そして、そういった情報の提供についてですけれども、これは国と相談してということになってまいります。国のほうは玄海原発の原子炉設置変更許可、これがそう長くしないで出

るんじゃないかと言われてはいますが、この許可が出た段階から県と相談しながらその後の手続を決めていくとしておりまして、その中でこの話もさせていただきたいと思っております。

そういうことで、今、その時期を示すことはできませんけれども、2回目については、そういう情報に触れていただいたことを踏まえて、意見を聴くということで考えています。

少し時間をあけることになるかもしれませんが、いずれにしましても、その日程については、また皆様の御都合を、少し幅を持って聞かせていただいた上で、できるだけ多くの皆様がお集まりいただけるところでセットしたいと思っております。

そして、3回目については、その2回目の開催を踏まえ、意見の整理等もありますので、少し時間を置いたところでその時期を考えたいと思っております。

委員の皆様には、今日もそうですけれども、当然、出席できない場合もあるかと思えます。また、出席したけれども、言い損なったりとか、後で思いついたりとか、そういったこともあるかと思えます。そういうことも踏まえて、先ほど説明しましたように、要綱において、書面等により意見を述べるができるとしていますので、そういった場合でも、後ほど、あるいはその事前でも結構ですので、御意見をお寄せいただければと考えています。

また、意見はたくさんあって、この時間の関係で委員会の席上だけでは十分に意見が言えないというような委員にあっては、これも書面等を提出いただいて、会議の中ではポイントを御発言いただくということもあろうかと思っております。

いずれにしましても、全ての委員の皆様からできるだけ多くの意見をいただきたいと考えているところでございます。

そして、委員会が出された意見についてですけれども、これは、議事録という形でホームページ上に公開していきたいと考えています。発言はできるだけそのまま載せたいと思っております。

玄海原発に関しては、いろんな声があります。賛成、反対、不安や疑問、いろいろあろうかと思えます。委員会のほうでは、この部分に関して意見を願いますというようなことではなくて、日頃思っていることを御意見いただければと考えています。

また、疑問点については、この場でお答えできるものはお答えしますが、国に聞かなければならないようなこともあるかもしれません。そういったものについては、こちらから国等へ確認しまして、次回報告するとか、あるいは議事録のほうに意見への回答として

アップするとか、そういったことで考えていきたいと思っているところでございます。

委員会の進め方については、以上でございます。

○副島会長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから委員会の進め方などにつきまして御説明があったところでございます。なかなかペーパーがございまして、言葉による委員会の進め方の説明でございましたので、わかりにくかったところがあるかと思いますが、とにかく様々な意見はしっかり聴いていくということで機会を設けて聴いていくということを御説明したようでございます。

何か、今事務局から御説明のあったことに対する御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。どうぞ。

○岩永委員

J A伊万里の岩永です。第6条（会議）、委員会、または専門部会があるんですけれども、専門部会と別表1の委員会との合同会議というか、専門部会は専門部会だけ、1の委員会は委員会だけということで、別途開催なのか、合同開催もあるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○副島会長

ありがとうございます。事務局、よろしいですか。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

委員会と専門部会は、それぞれ開催していきます。ただ、専門部会の方も委員会に入っていく必要もあるだろうということで、専門部会の部会長には、この委員ということで重ねてお願いしているところでございます。

○岩永委員

部会長は委員さんになっておられますので、わかりますけれども、専門部会のメンバーの方全てが委員会に合同で入るということはないということですかね。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

専門部会を代表して部会長に委員に入っていて、その経過等について御報告いただく場面もあるということでございます。

○副島会長

岩永委員、よろしゅうございますか。

○岩永委員

よろしくはありませんけれども、専門部会委員さんの全ての方の御意見というのは、この委員会では聞けないということですよね、そしたら。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

そこは、代表して部会長のほうから御発言いただくということになります。

○柳瀬委員

平和運動センターの柳瀬と申します。この委員会、広く意見を聴く会という形でございます。私たちは、たまたま組織に入っていますので、こういう形でここに参加いただきたいという形で連絡があって、それなりの我々の思いは言うことができますけれども、圧倒的多くの方々は、そういう組織に入っていない個人の方が多いというふうに思うんですね。そういう個人の方々の意見をどうやって吸い上げるのかというのが、非常に私は課題にあるような気がしてなりません。そんな意味で、私たち以外のそういう個人的な意見をどうやって聞くのかということの方向性を示していただきたいなと思います。

○副島会長

ありがとうございます。個人の意見に対してどのように今後聞いていくのかということの御質問でございますが、事務局お願いします。

○事務局（山下新エネルギー産業課課長）

この玄海原発に関しては、今もいろんな形で御意見をいただいておりますけれども、特にやはり関心の高いことでございますし、これからもっと具体的な動きが見えてくるといった中では、この玄海原発の再稼働に関するものを専門的に受け付けるような、そういったメールアドレスであったりお手紙をいただくような先であったり、何かそういったものを用意しないといけないと思っています。そこはこれから具体的に考えていきたいと思っています。

○副島会長

よろしゅうございますか。

○柳瀬委員

できれば具体的に周知の方法とかもあれば教えていただきたいんですけども。

○副島会長

意見を述べるに当たっての周知の方法ということの問いでございますけれども、よろしゅ

うございますか。

○事務局（山下新エネルギー産業課課長）

今まだ具体的にどういった方法でということまで詰めておりませんが、それが固まりましたら、県が持っているいろんな広報媒体を使って周知をしていきたいと思っております。

○副島会長

よろしゅうございますか。じゃ、山田委員。

○山田委員

佐賀県連合青年団の事務局長をしています山田です。この話をもらった段階でも私、質問をしたんですけど、なぜ私以外青年がないんですか。

というのが、各種団体に青年部みたいなのが、私は農協にいたのでよくわかっているんですけど、農協はいらっしゃいますよね。女性部のフレッシュミズという若い方々、漁協も多分あると思うんですけど、商工会もあります。中小企業団体連合会もあると思います。

確かに会議に來れない現実はあると思うんですよね。私は農家なので、農家の意見は持っているんですけど、ほかの団体の何で青年組織がないのかなと思うのと、あと、九電とか、玄海町の方々の、例えば民宿の組合とかそういう人たちの意見は入れなくていいんでしょうか。

○副島会長

メンバー構成についてと、それと、意見を伺う場についてのお話だったかと思いますが。

○事務局（山下新エネルギー産業課課長）

県民の皆様から意見をいただくということでは、これから国のほうから相談があった中で、どういうふうに県内進めていくのかということをも具体的に協議をしていかなきゃいけないと思っています。

今言われた若い人の意見ということも大事だと思っています。今回は各界の代表から意見をいただくということにしておりますけれども、先ほど山田さんのほうからもあったように、それぞれの組織の中にも若い人、若い部会というのがあるわけです。委員の皆様にはぜひ、そういう若い人の意見も聞いてこの委員会に臨んでいただければと思っております。

また、そのほか若い人の意見をどういうふうに出していただくのかということも考えていかなきゃいけないところだと思っていますので、そこは国と今から相談していく中でつ

くっていきたいと思っています。

○山田委員

ありがとうございます。

○副島会長

ほかに御質問、御意見等がございましたら。はい、お願いいたします。

○岩本委員

佐賀消費者フォーラムの岩本でございます。第4条のほうで専門部会が置かれることになっておりまして、こちらの名称が原子力安全専門部会という名称でございますが、こちらの専門部会で検討される安全の範囲というのは、原子力発電あるいは原子力そのものなのか、避難経路その他も含めての安全なのか、どこまでを射程としているかお答えいただければ幸いです。

○副島会長

安全の範囲についてどのように考えているかという問いでございますので、よろしく願いします。

○事務局（諸岡原子力安全対策課長）

専門部会で考えていることについてですけれども、これは今、玄海3、4号機について国のほうで審査が行われておりますので、この内容について見ていただいてアドバイスをいただくというようなことを考えております。そういうことで、避難とかそういったところについては考えておりません。

○副島会長

よろしゅうございますか。

ほかに御意見等ございましたらお願いいたします。

○柳瀬委員

先ほど言いました柳瀬と申します。

専門部会で避難について議論しないというのはいかがかなという思いがあるんですけれども。というのは、福島事故から見て、本当に避難計画というのはお互いを被曝させない、本当に命の問題で、一番大事なことだというふうに思うんですけれども、国がしたそういう規制基準だけじゃなくして、少しやっぱり具体的に本当に佐賀県の避難計画が実効性があるものかというのは検証する、私はそういう必要があるなというふうに思っていますので、その

思いだけ言わせてください。

○副島会長

今のは、避難計画を含めてしっかり議論すべきということで、専門部会にそれが入っていないのはどうなんだと。ほかに議論するステージがあるのかという問いということによろしゅうございますか。

○事務局（川内野消防防災課長）

消防防災課でございます。避難に関しましてお話しございましたけれども、現在の避難計画というのは、国の原子力災害対策指針を踏まえて計画を進めておるところでございます。その内容につきましては、国のほうで玄海地域の緊急時対応ということで現在取りまとめが行われておりまして、国のほうで一定の評価を得られているというふうに考えてございます。避難に関しましては、再稼働にかかわらず、常に積み上げて内容を進めていくということと考えてございまして、いろいろな御意見がありましたら、それは賜りますけれども、議論をするということではなくて、日々積み上げていくということに対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副島会長

避難計画につきまして、その御意見を伺うたびに、訓練を通してでしょうけど、常に精度を上げていく、実効性の高いものにしていくというお答えだったかと思いますが、この専門部会では、その議題は扱わないということだったかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○柳瀬委員

よろしいかと言われると、お答えようがありませんので。

○副島会長

ほかに御意見等がございましたらお願いいたします。

○副島会長

よろしゅうございますか。後ほど改めてまたトータル的な御意見をお伺いする場がございますので、この場で言いそびれた、もしくは言えなかったという方は後ほどでも結構でございます。

次に、議題(2)でございます。経過報告等について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（諸岡原子力安全対策課長）

それでは、私、原子力安全対策課長の諸岡と申します。座って御説明させていただきます。

スクリーンのほうにも出しておりますけれども、遠くの方、若干見にくいかと思しますので、お手元にも同じものを配付しておりますので、両方あわせてご覧いただければと思います。

それでは、資料2、玄海原子力発電所の概要及び経過報告等ということで、簡単ではございますが、御説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

玄海原子力発電所の概要でございます。

佐賀県の北西部にございます東松浦郡玄海町に玄海原子力発電所の1号機から4号機まで4つのプラントが設置をされております。

表の上から3行目に、電気出力というのがございます。1号機、それから2号機につきましては55万9千キロワットという電気出力になっております。3号機、4号機につきましては、ほぼ1号機、2号機の倍、118万キロワットとなっております。

それから、すぐ下の原子炉の型式というのがあります。加圧水型軽水炉、英語の略称でPWR型と言っております。これは国内に今43基ある原子力発電所ですけれども、そのうちの21、ほぼ半分がこの加圧水型軽水炉という型になっております。

それから、飛びまして表の一番下の営業運転開始という欄があるかと思えます。1号機につきましては昭和50年10月、2号機が昭和56年3月、3号機が平成6年3月、4号機が平成9年7月ということでそれぞれ営業運転を開始しております。

このうち、一番左、1号機につきましては、昭和50年10月の下に括弧書きで、平成27年4月27日という日にちを書いておりますけれども、この日をもって1号機は廃止、もう使わないという決定がされております。1号機につきましては、現在、施設の解体に向けた準備の作業が行われているという状況でございます。

続きまして、2ページのほうをお願いいたします。

福島第一原子力発電所事故後の主な動きという表記になっております。

この表の上から3行目ですけれども、平成23年3月11日、この日に東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波によりまして、福島第一原子力発電所で事故が発生しております。この福島の事故の前後に、玄海1号機から4号機まで全て定期検査のために運転を停止しており

まして、それ以降現在まで、いずれの号機も動いていないという状況でございます。

それから、先ほど副知事の挨拶の中にもありましたけれども、平成24年9月19日という欄がありますが、国のほうで法令に基づく新たな規制監督の組織として、原子力規制委員会というのが発足しております。この原子力規制委員会が福島事故の教訓等も踏まえまして、新たな原子力の規制基準というのを策定し、25年7月に施行されております。

その下、平成25年7月12日ですけれども、国が策定した新規制基準に適合しているということを確認するために、九州電力は玄海3、4号機の原子炉設置変更許可申請というのを行っております。この申請された内容について、現在も国のほうで審査が行われているということになります。

その下、平成27年4月27日は、先ほど申し上げました玄海1号機が廃止、運転停止をしたという日です。

それから、平成28年9月20日、玄海3、4号機原子炉設置変更許可申請書の補正書提出としております。これは、平成25年7月以降、国の審査がずっと行われていく中で、いろんな指摘事項があったりだとか、そういったことがございましたので、それを踏まえて補正書を九州電力が国に提出したという日でございます。あわせて、10月28日、11月4日にも再び補正書が提出をされております。

そうした審査、補正書の提出等々ありまして、平成28年11月9日には原子力規制委員会がそれまで審査してきた内容を取りまとめました審査書案というのを作成しまして、一番下、今年の11月10日から1カ月間かけて、パブリックコメントの手続で意見募集をされたという状況でございます。

現在は、このパブコメに寄せられた意見の整理等々、国のほうで行われているかと思えますけれども、近々、最終的な判断がなされるのではないかというふうにされているところでございます。

続きまして、3ページのほうをお願いいたします。

右下のほうに凡例で色分けして書いておりますけれども、一番上の青いところが現在運転中、基数としては3基となっておりますけれども、日本全国で今動いているのは3基だけということになっております。

1つは、鹿児島県にございます九州電力川内原子力発電所の1号機、2号機、それから愛媛県にございます四国電力伊方発電所の3号機、この3つが運転の状況にあるということで

ございます。

それから、右上に青い囲みをしておりますけれども、先ほど申しあげました川内原子力発電所、それから伊方発電所のほかにも、黒ポツの2つ目ですけれども、高浜発電所3、4号機というのがあります。これは福井県にある発電所なんですけれども、これについても国の許可が行われて、一度は再稼働ということがなされましたが、その後、裁判によって運転停止の仮処分という決定がなされまして、現在は運転を停止しているという状況でございます。

この青い囲みの中の一番下に米印で書いております、このほか、高浜1、2号機、美浜3号機も許可済みというふうに書いておりますけれども、いずれも福井県内にある発電所でございますが、国の許可はおりましたものの、今後もいろんな工事が必要ということで、再稼働はしばらく先になるというようなことを聞いております。

私のほうからは以上でございます。

○副島会長

ただいま事務局のほうから経過報告、いわゆる原子力発電所が現在どのような状況に置かれているのかという経過報告がございました。

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

皆様よろしゅうございますでしょうか。

○副島会長

それでは、最後のその他に移らせていただきたいと思います。

委員の皆様の御意見は、先ほど事務局が申し上げたとおり、次回以降、本格的にお伺いをしたいと考えております。皆様から、今日はこれだけは言っておきたいなど、御意見をお持ちでございましたら、このときをお願いしたいと思います。ほかに今日のこと以外に関しまして御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

○青柳委員

連合佐賀の青柳でございます。我々もこれから少し、いろんな組織から来とるものですから、意見を聞くのは、こちらはこちらでしたいというふうに思いますけれども、地元の同意というのがいろいろ言われているんですけれども、その定義というのがどうなっているのかなというのを確認したいと思います。

玄海町は基本的にそうでしょうし、県なのか、あとは隣県を含む、福岡、長崎も含んだという意味での地元の同意というのか、ちょっとそこら辺の確認をいただきたいなというふう

に思います。

○副島会長

地元の同意の範囲ということでございますので、事務局、よろしゅうございますか。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

この再稼働ということに関しましては、県のほうにも何ら法的な権限があるものではございませんで、唯一は、エネルギー基本計画の中で、国が再稼働させる際には国も前面に立って立地自治体等、関係者の理解と協力を得るよう取り組むという、この一文があるわけでございます。じゃ、国が理解と協力を得るよう取り組むとしているその範囲はどこなのかと言われると、そこはぜひ国のほうで考えていただきたいというのが我々の立場でございます。

ですから、今具体的に、例えば、立地自治体だけでいい、市町だけでいいとか、県だけでいいとか、そういったものが今示されているわけではございませんで、国のほうは、そこは許可が出たところから、許可が出た段階から、その後、地元、県のほうとも協議をしていくということを言っておりますので、我々としては、今、県内で首長からもいろんな意見があったりとか、この委員会で出た意見もそうですけれども、そういった県内の実情というのを申し上げた上で、そこのところはまた国のほうで考えていただくと。そういうふうになっていくんだらうと思っております。

以上でございます。

○青柳委員

あと、他県では、例えば、伊方にしても、県として説明会を実施しているというふうに聞いているんですね。県として、少し考え方があれば。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

そこも、基本的に、原発を含めてエネルギー政策というのは、国の根幹にかかわることですから、もろもろ国が責任を持って進めていかなければならないと思っています。県民に対する説明というのも、先ほど言いました審査の状況であったり、エネルギー政策の考え方であったり、そういったところも基本的には、そこは国が説明していくべきだらうと思っております。国から相談があった中で、いろいろと話をしていくときに、そこはぜひ国のほうでそういう場をつくってもらいたい、我々としては、県民の皆さんがそういう説明を聞く場というのをつくっていくべきだらうと思っておりますので、そこはまずは国のほうに求めていきたいと思っています。

ただ、言われたように、結果を見ると、県がやったりとか、市町がやったりとかいうのもありますので、そこは我々、頭には置いていますけれども、まずは国がやるべきだろうと思っています。

以上でございます。

○副島会長

よろしゅうございますか。

○柳瀬委員

すみません、これから先の意見の出し方の問題で、私たち、今思うのは使用済核燃料の問題、これは非常に大事な問題で、将来的にどうなるのかというのがありますので、材料として、具体的に今、玄海原発で貯まり続けている使用済核燃料がどれくらいあるのかとか、そして、このまま発電すれば、あと何年ぐらいで満杯になってしまうとか、じゃ、本当に運び出されるような条件があるのか。例えば、青森とかそういうところにですね。そういうものをやっぱり具体的な資料も出していただけるという形ではいいんですかね。非常に議論しにくくなると思うので、そういう状況みたいなものは出していただければなという思いがあります。

○副島会長

意見を言うために、各種資料が必要であるという御意見でございますので、事務局として出せるかどうか、いつまでにどういうふうな形で出せるのか、お教え願えればと思います。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

それも国のほうといろいろやり取りする中で、この委員会の中で出た意見に答える形で、ぜひ考えていきたいと思っております。

○柳瀬委員

例えば、先ほど言った使用済核燃料問題は、次の会議のときぐらいには出していただけるという形でいいんですかね。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

はい、そういうことも含めて現状がどうなっているのかということでは、できるだけ資料を出していきたいと思っております。

○山田委員

これは国が、国がと言われてはいますけれども、ほかの県も、すみません、自分、知識不足

ですみませんが、第三者委員会というのがあっているんですかね。要は、ここの玄海町、佐賀は玄海町ですよ。ほかに鹿児島だとか、ほかの県もあっているんですか、こういう第三者委員会というのは。

そういう先ほどの自分が質問した話と重複しますが、ほかのところもやっぱり青年団とかが参加しているのか御存じですか。

○副島会長

ほかの県での事例等、また、青年部などのかかわりなどについて、どうなっているのかと、事例があるのかということでございますので、その分について、事務局お願いいたします。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

こういう専門部会は別にしまして、何らかの形の委員会とか、協議会というのは、もちろんどこの県にもございます。ただ、この専門部会ということでいくと、専門的に何かを見ていただく、アドバイスをいただくというところでは、佐賀県と鹿児島県になかったわけですし、そこは今回、佐賀県もつくりましたし、鹿児島県も今度立ち上げたということになっています。

各界から意見を聴くということでは、よそのところは詳しくは承知していませんけれども、我々この委員会を立ち上げるときに、先に再稼働しました鹿児島であったり、福井であったり、そして愛媛、この3県を参考にさせていただいております。

鹿児島にはないということなので、福井と愛媛を参考にさせていただいて、その中で各団体、どういった方が入っていらっしゃるのかというところを、できるだけ広く入っていただくということで、それぞれ入っているところ、入っていないところありましたけれども、全部ひっくるめて佐賀県では入っていただくということで、福井県のほうで青年団連合会のほうは入っていらっしゃったと思われましたので、今回お声をかけさせていただいております。

以上です。

○山田委員

やはり青年団も県内で繋がっているものですから、例えば、九プロ内とかで話したりするんですよ、こういうことって。こういうことを話し合う会議に出たとか、そういう相談とか受けるんですよ。自分も相談するんですね。福島にも友人がいたりしますもので、余計にいろんな意見を自分も聞いてくれるので、その辺踏まえて今後、会議に参加したいと思いま

す。よろしく申し上げます。

○副島会長

よろしく申し上げます。

ほかに御意見等がございましたらお願いいたします。

○松永委員

佐賀県老人福祉施設協議会の松永でございます。

玄海原発が停止して、福島第一原発事故以来ですね、実際、今、原発ではなくて、水力とか火力とかで賄われているというふう聞いております。

その停止した直後に非常に節電を心がけましょうというようなことがいっぱいありまして、いろいろと電気をできるだけ使わないようにということで施設等でもいろいろ努力をしておりますところ、年数もたつて、そういうことも全然聞かない。いわゆる原子力発電と、今、火力とか水力とか風力とかで賄われていると聞く、その対比とか、そういったことの必要性ってあるんじゃないかなというふうに思ったりもするんですけども、その原発を再稼働するとなれば、いわゆるメリット、デメリットとか、そういったことをしっかり数値化して、皆さん方にお示しするというのも必要ではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○副島会長

メリット、デメリットをお示しした上で、数値化、評価をすべきということでございますけど、多分なかなか県として取り扱いは難しいと思いますが、どのように取り扱うのか、御意見として伺っておくのかどうか、整理をお願いします。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

このエネルギーの問題というのは、本当この国の根幹にかかわることです。そこについては、先ほどからの繰り返しになってしまいますけれども、我が国のエネルギーをどうしていくのかということはやっぱり国のほうで考えられていることでして、もちろんエネルギー基本計画の中でもそこは一定のものを示されております。そこはまた先ほど言いましたように、今回の玄海原発の審査の状況であるとか、そういったこととあわせて、我が国のエネルギーの基本的な考え方、そういったところもぜひ皆様方に触れていただくような機会をつくっていきたいと思っています。それはまた、これから国と話をする中で話をしていきたいと思っていますので、そのときに改めてそういう機会をつくりたいと思っています。

以上です。

○松永委員

ちょっとおっしゃることはわかるんですけども、実際、今、原発のすごさということでずっと電力供給というのがされておりましてですね。そういうふうには廃止になっても、今、数年間何とかやってこれていると。最初の頃はものすごく危機感があったんですけど、今もう普通に電気を使っています。そこらあたり、それでよろしいのでしょうか。何かこう、県民としてといいますか、ちょっと危機感が薄れてきているというか、大体、火力とか水力になるととてもお金がかかるからと、電気代がものすごく高くなる。許容量を超えるから電気をセーブしましょうというふうなことがあったけれども、その後というのは何もないという、そのあたりでちょっと私は質問しています。新しいエネルギーを考えるということはもちろん大事なことかと思えますけれども、現実として何の不足もなくというか、そこらあたりでちょっと、どうなっているのかなというふうに感じて御質問を申し上げました。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

もちろん何とか電力が足りているというのは、やっぱり国民の中で省エネの取り組みが進んできたということもあります。そして、やっぱり使っていない火力をフル稼働させたりとか、発電ということでは無理をしているところもあるのかもしれないと思っています。そして、大事なことはやっぱり、今足りているからいいということじゃなくて、長期的、将来的な安定供給というのを考えていかなきゃいけないと思っています。例えば、この冬、電力は大丈夫そうだとか言われるのは大体その2カ月ぐらい前に電力会社のほうから発表される。そうすると、2カ月前のところで大丈夫だということじゃなくて、やっぱり長期にわたって安定的に、そして、できるだけお金のかからない、そういう電力の供給というのが必要だろうと思っています。もちろん我々の努力によって、以前みたいなそういうぎりぎりのところというのは何とかできているのかもしれないですけども、それでもやっぱり産業の基盤としてエネルギーというのが不可欠だということからいくと、そういう国のエネルギーの考え方というのはやっぱりきちんと示していただいた上で、国民の理解を得るところは必要だろうと思っていますし、この委員会の皆様にもそういう機会をつくっていくことは大事だろうと思っています。

○柳瀬委員

今から広く意見交換なんかをしながらいくのに、例えば、国の基本的なものはこうなんで

すよという形で、それを押しつけるような形では私はいけないと思います。例えば、本当に今、先ほど電気が足りているか、足りていないかという話がありましたけれども、今はちゃんと社会も回っていますし、電気も足りていると私は思っています。そんな意味では、そういうことを押しつけるのじゃなくて、本当に県民の皆さんが一体どう思っているのか、本当にこれから先、もし事故があればどうかと、そういうのを思っているんですね。そのことをしっかり意見交換する、意見を出し合うというのがこの委員会のような気がしますので、例えば、国はこうだと、国はいわゆるベースロード電源、原発をとっていますけれども、果たしてそれでいいのかという疑問もやっぱり県民の中にはあるんですね。そこをしっかりと受けとめるような、こういう意見交換の場をぜひやっていただきながら、そういう形で県が判断していただく形をしっかりとっていただきたいなと思います。

○副島会長

御意見についてはしっかりと受けとめる、お伺いするということがこの委員会の筋でございますので、その軸はぶれないような形で御意見は何っていきたいと思います。

ほかに御意見等ございましたらお願いいたします。

○岩本委員

佐賀消費者フォーラムの岩本でございます。意見というよりは、次回、皆様から御意見をお聞きしてということが次回の中身だとお聞きしましたけれども、こちらのほうで次回までにはどういう形で発言をするのかという、どういう準備が必要なのかということについて、ひとつサゼッションをいただければということと、それから、その意見の出し方、その後、多分ディスカッションをするのか、単にそれぞれ意見をお述べになられて、それで終わるような形なのか、そのあたりのイメージを教えてくださいということでございます。

あともう一つは、こちらのほうでも何か意見を発言する際に準備が必要なのかどうなのかということ、それから、今、柳瀬様とか松永様からいろんなあったことについて、県のほうからの資料提供等も新たに別途用意があるのか、あるいは2回目に何らかの資料の提供があるのかどうなのか、そのあたり第2回の進め方についてのイメージをいただきたいと思います。

○副島会長

はい、ありがとうございました。第2回目の委員会に向けて、どのような資料を提供し、どのような形での意見を求めていくのかという2回目の運営方法について、事務局として考

えがありましたらお示しを願いたいと思います。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

2回目については、この委員会の進め方の中で少し触れさせていただきましたけれども、そういう今の動きについて一定触れていただいた上で、意見を伺うというのがいいだろうと思っています。じゃ、そのいろんな情報に触れていただくその機会をどういうふうにつくっていくのかというところは、申し訳ありません、そこはちょっとまた国のほうと相談をしてということになります。その触れていただいた上で、2回目に意見をいただければということでございます。当然、それぞれ組織を代表してということになりますので、代表の方の思い、そして組織を構成する皆様の思いとか、いろいろあると思いますので、組織の中でそういうお話をさせていただくことをぜひつくっていただければと思っています。

○副島会長

2回目の進め方……

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

そうですね。あと、ディスカッションするののかという話がありました。玄海原発の再稼働に関しては、本当に県民の間にもいろいろ意見があって、賛成、反対、不安や疑問、本当にいろいろあるかと思っています。1つにまとまるというのは、これは無理だろうと思っています。全ての方が賛成する、全ての方が反対すると。それぞれ賛成、反対については強い思いを持って臨んでいらっしゃると思いますので、じゃ、そこで議論をして何かがまとまるかというところ、そこはなかなか難しいだろうと思っています。

ただ、我々がこれからいろいろ考えていくときに、県民の皆様がこの再稼働に関してどういう思いを持っていらっしゃるのか、それは今も聞いていますけれども、各界の皆様から我々が聞くことができているかというところ、そこが今できておりませんので、こういう委員会をつくって、各界が思っていることを伺わせていただくということにしたものでございます。

以上です。

○副島会長

ほかに御意見等がございましたらお願いいたします。

○岩永委員

J A伊万里の岩永ですけれども、誰でもがこういうふうな充て職というか、地区地区の、

私たちは食料の代表者みたいなものなんですけれども、そこで意見を聞いていただき、第2回目の広く意見を聴く委員会にというふうなことです、なかなかそれについては組織がたくさんある中で、材料が何を出して意見を聞くのかということ、企業誘致でいい悪いという問題ではないというふうに思いますので、教材を出す材料が私たちには、この「佐賀県の原子力発電」というふうな冊子はあるんですけれども、本当にどういうものを出して、広く意見を聞いてきてください、そして意見を述べてくださいと言われても、非常に重たい宿題であって、果たしてそれができるのかどうか。公の立場でできるのか、あるいは個人的な立場で物を言わなければいけないのか、非常に荷が重うございますけれども、どういうふうな勉強をして、どういうふうに聞いていいのか、もし御指導がありましたらお願いいたします。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

代表の方に構成員みんな集めて勉強会を開くということを決して考えているわけではありません、今現在にあっても、やっぱり原発のいろんな動きがある中で、いろんな思いというのが個人個人あると思います。そこは思いのまま、もし聞こえてくるのであれば聞いていただいて、この場で発言していただければと思いますし、それと、県民の皆さんが委員の皆様と同じように玄海原発の今の動きについて、そういう話を聞く、説明に触れる機会というのはつくっていかなくちゃいけないと思っています。どの範囲で、どの程度、いつごろからやるのか、そういったところについても、また国のほうに、先ほど言いましたけれども、県民の皆さんがそういうものを聞く機会というのをつくっていかなくちゃいけないと思っていますので、そこはそういう申し入れをしていきたいと思っています。そういうのがもし具体的に見えてきましたら、お知らせをさせていただきたいと思っています。

○副島会長

具体的な教材は今のところないんですけども、しっかり話し合いをして、お示しできるもの、もしくはわかりやすく説明できるものをお示ししていくので、それを見ていただいた上で御意見をいただくような形にしたいということですよね。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

まずは、今いろんな思いがそれぞれ個人個人でもあると思いますので、そういった思いを聞いていただいて、この場で御紹介いただくというのが1つあると思います。それと、やはり県民の皆様が再稼働の動きの中で説明を聞きたいとか、そういう情報に触れたいという

話も多分出てくると思いますし、我々もほかの県を見たときにはそういう機会がありますので、そういう機会を県内のどの範囲でやるのかとか、どの程度やるのかとかはありますけれども、そこは国のほうに我々は申し入れをしていきたいと思っています。

そういった中で、もし具体的なものが見えてきたときには、委員の皆様にご紹介させていただくということで考えております。

○金原委員

J A佐賀の金原でございます。先ほども岩永組合長からあったように、組織に話して、その意見を持ってここに臨めと言われても、時間的にもそんな余裕はありませんので、できれば、例えば、農業をやっている人たちが考える原発に対する思いとか、そういうものはある程度概略的にわかりますので、そこを発信してみて、いろんところで、組合長、おまえ、こがんとこでがん言うたてやと、マスコミが今日はたくさんおいでになりますので、よく書かれますので、言えば書いてくれるだろうと。そこを聞きながら、それは間違うとつとやなかとか、そういう意見があれば、そこも酌みながら臨みたいというふうに思います。

ただ、組織組織でその意見を集約してこいというのはなかなかできない相談でありますので、そういう立場であれば、私はここで委員は降りたいというふうに思います。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

委員の皆様にご負担をかけるというのは違うだろうと思っていますので、そこは聞こえている範囲の中で御発言いただければと思います。改めてそういう機会をつくって、組合員みんなにきちんと説明をしてということでは考えておりません。

○徳永委員

漁協の徳永でございます。委員の皆さん方からそれぞれの幅広い意見が出ていると思います。先ほど松永さんのほうから、原発事故のあった当時は、いろんな電力不足が生じて、やはり節電意識が非常に高かったということは間違いのないと思います。実は我々は産業上、どうしても電力が必要ですので、その時期に計画停電とか、いろんな問題が出てまいりましたので、それだったら自分たちの仕事としてちょっと困るなということを実際受けたところでございます。そのときに、なかなかやっぱりいろんな条件が重なってきて、どうにかやりくりをした事情がございます。

それともう一点、今、電力の話をしてはいますけれども、その当時、実は3月31日だったので、漁期中だったですね、我々海苔の業界は。そのときにいろんな条件が重なって、特に燃

油の配送ができないということが現実になりました。これは、燃油そのものはあるんですけども、そういったタンクローリーの不足、そういったことがありまして、安定した供給ができないといったメーカーさんからの問い合わせがありましたので、平成22年の漁期になりますから、最終の入札をやめたことが実際あります。まだまだ海苔の生産ができています状態の中で、そういった事情があるなら、そこそこの生産も、漁期が終わりでしたので、そういったことがあって、それならここで一応終了しましょうということで生産をストップかけて、組合員さんがそれだけ理解してもらったという事情もございました。その次の年がさっき言った電力の不足が生じたときにどうするかという問題を我々産業としては非常に心配しながらやったことがあります。

それで、いろいろとこの原子力発電の事故を見れば、皆さん方大体御承知かと思いますが、非常にリスクが高い部分が出ると。それでも、やはりいろんな産業にしろ何にしろ、そういった電力の供給が必要だということがありますので、その辺のところをどういう形でいくかということ、今後この会議で恐らくいろんな議論をして、原発再稼働に関する皆さんの意見をトータルした上でまとめが出るかと思いますが、そういったことで、一つ一つそういった事例があったということだけ、ちょっと私のほうから報告しておきます。

○副島会長

ありがとうございました。

ほかに御意見等がございましたらお願いいたします。

○松永委員

たびたびで申しわけありません。

私どもの組織は、もし原発で事故が起きた場合を想定して、避難先を施設間で協定を結んでということをやっております。昨年の3月ぎりぎりのところで県と協定を結んで、その後に、昨年の夏ごろ、施設間、いわゆる30キロ圏内と圏外と、避難元、避難先というふうなことで協定を結んで、年1回、県の防災訓練の日に合わせて、その協定を結んだ施設同士で訓練をやっているという現状がございます。

ということで、事故はあってはいけませんけれども、もし事故があった場合にどうするかという、いわゆる老施協という老人福祉施設の組織の中で、身の安全ということですね、大きな事故を我が国で経験しておりますので、そういった点からもいろいろと検討が必要ではないかというふうに考えるところでございます。ただ再稼働の云々だけではなくて、もし事

故が起きた場合にはどういうふうにするかというようなことも含めて、やっぱり議論が必要じゃないかなというふうに思っています。

うちの場合に、施設間協定というのを結びましたけれども、これは1次避難で大体2週間ぐらいです。いわゆる同じ組織内の施設に、空いたスペースを利用して避難するというところで、あんまり長期間はできません。その1次避難の後の2次避難については、まだ今、協議中ということでありまして、そこらあたりも非常に意見が飛び交っておりまして、なかなかまとまらない状況でもございます。県内でそれをまとめようとする非常に無理がある、県外にも及ぶ必要があるかと、そういったことも検討しております。

一組織ということで、ほかの病院、それから老健等でもそういった議論がなされているところでもございますけれども、人様を預かる施設としては、そこらあたりのことをやっぱり十分考えた上で再稼働ということも必要になってくるかというふうに思っております。

以上です。

○副島会長

ありがとうございました。

先ほど御意見が出た避難計画、いわゆる防災計画あたりをどこかの、この場なのか、きちっと議論すべきという御意見ということでよろしゅうございますか。

○松永委員

いや、きちっと議論というか、そういうことも含めてやっぱり……

○副島会長

含めて議論。

○松永委員

そうですね、再稼働に向けてということは必要じゃないかというふうに思います。

○副島会長

はい、わかりました。

これに関して何か事務局から申し述べることはないですか。——ないですね。

じゃ、その分も含めてということでの御意見ということでございましたので、承りたいと思います。

○岩本委員

何度も恐縮でございます。佐賀消費者フォーラムの岩本でございます。

まず1つは、何度も確認で申しわけありませんけれども、次回の発言はそれぞれ口頭でこの場で申し上げる形でよろしいのか、それとも、先ほどの設置要綱の8条の規定にありますように、任意で文書を出したい方は出して発言するというだけでも構わないのかどうか、そこをまずちょっと確認、1点でございます。

それからもう一つでございますけれども、先ほど山下様からの御回答にございましたけれども、ここでの意見というのは、当然これは知事のもとに上がっていくものだと認識しておりますが、いわゆる国のほうにというふうに先ほど何度か御発言の中にありましたけれども、これはやっぱりここでの意見の状況というのは国のほうにも上がっていくのかどうか。その際に、原子力規制委員会の官庁は今、環境省でございますので、環境省に上がっていくことをここで国と呼んでいくのか。あるいは、それ以外の関係省庁のほうにも、例えば、経産省とかそういうところにも、こういう意見があった旨のことが上がっていくことを前提として、先ほど国というふうに言われているのか。そのあたりの確認でございます。

あと、この要綱のもう一つは、1条の目的にありますように、先ほどからいろんな御意見が出ていますけれども、玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見という意味が今回ありますけれども、この「に関して」の部分が、要するにどこまでなのかということをお示しと、もう一度確認したほうがいいのかという気持ちがありましたので、その「に関して」が、先ほど言いましたように、あくまでも原子力規制委員会マターの部分の「に関して」なのか、あるいはそれ以外の、例えば経産省を含めた広く「に関して」というふうにこれは捉えるべきなのか、委員の皆さん方の意見がどういう形で集約されて反映されていくのかというところの見取り図的なものを、そういうものをちょっとお示しいただければと、今の現時点で構いませんので。

以上3点でございます。

○副島会長

ただいま御確認をしたいということで、まずは、次回の委員会を口頭で述べるべきなのか、それとも文書をもってきちっと言うべきなのかという問い、それから、委員会の意見をどのように取り扱うのかということ、それを国の環境省、もしくはほかのところも含めて、どういうふうに国に対して申し述べていくのかということ。

それから、委員会の名称について「に関して」というのは、どこまで範囲があるのかという、この3点の御質問、御意見だったかと思いますが、取り扱い等について、よろしくお

願います。

○事務局（山下新エネルギー産業課長）

2回目の意見の出し方ですけれども、これは冒頭少し触れましたけれども、やっぱりこの委員会の時間だけでは、どうしても制限があって、思ったことを十分伝えられないとか、そういう非常に多くの意見がもしあるとするならば、あらかじめ文書で出していた上で、そして、この会議では、そのポイントを述べていただくと。それでも結構です。どちらでもそれは結構です。

それと、国に話を伝えるということ言えば、ここに出てきたいろんな疑問点の中で、国に確認しなければいけないものについては、国に確認をしてということになるわけですし、この疑問がどこの省庁に関するものなのか、規制委員会に関するものなのか、経産省に関するものなのか、そこは疑問点として、関係するところに多分そういうふう上げていくことになるだろうと思います。

それと、再稼働に関してということですが、今回、再稼働に関して、賛成であったり、反対であったり、いろんな声があるわけです。ですから、そこは特に規制庁に関することだけとか、経済産業省に関することだけとか、そういうことじゃなくて、日頃思っていること、特に制限をかけずに、いろんな思いをこの場で発言いただけたらと思っています。

以上です。

○副島会長

よろしゅうございますでしょうか。ほかに御意見等がございましたら。

○山田委員

たびたび済みません。先ほど漁業のほうはすごく大変だったという話を、きょう初めて知ったんですけど、農業も相当大変だったと思うんですね。私、そのころ、専業農家じゃなかったんで、まだ兼業農家だったのであれだったんですけど。ただ、ハウス農家さんとか、すごく——私も今度電気を引いてポンプを揚げてアスパラをつくるんですけど、そういうふうな部分でやっぱり電気って大事だなと改めて思いましたけど、そういうふうな中で、やっぱり思うのが、忘れちゃいけないのが、そこに勤めている人たちのことを考えなくていいのかなと。いわゆる九電の従業員さんとか、玄海エネルギーパークの職員さんとか、いいのかもしれないですけど、そういう人たちもいらっしゃるということを踏まえて考えなきゃい

けないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○金原委員

そこをやり取るする場じゃなかやろ、次の……

○山田委員

いや、でもそうやったとしてもですよ、再稼働しないとか、そういうのも考えるということですかね。そういうことも考えるのかなと思ひまして。

○金原委員

違うさい、ちゃんと決めんけんこがんことになるたいね。結果的にこの玄海原発の可否を決める、そういう場じゃなかけん、広く意見を求めるということやから、その中からいろいろ出てきたことについて稼働させるのか、もう稼働をやめるのかね、決めるのは、もうそれは全体の中を決めて、例えば、知事さんが決めるのか、政治が決めるのか。ただ、そのための意見聴取を広く聞いて、それに対する答えを出すための準備をするということ、それでよかとよね。これをするかせんかを決めるわけじゃなかとやけんが。

○山田委員

わかりました。すみません。

○金原委員

あんまり広げ過ぎても論点がぼけてしまう。

○副島会長

ほかに御意見等がございましたら。

○柳瀬委員

何かテーマがないと本当に言いようがないというのが率直な思いなんですよね。漠然とこれでいいのかなと思うのと、議論のあり方で、ちょっと考えるとですよ、正直言ってですね。何かこう「再稼働についてどう思いますか」とか「使用済核燃料についてどう思いますか」と、何か漠然としたようなテーマを、少し執行部のほうで知恵を絞って提起ができないのかなという思いもちょっとあるもので、そこだけどうかなというふうに思います。

○金原委員

一番我々が聞きたいのは、工藤先生ここにおいでですけども、原子力安全委員会が出すゴーサインが、どの程度安全なのかね。あつてはいけないけど、先ほどもあったときのためにという——あったときのためじゃなくて、やっぱりどの程度安全かと、ある程度そういう

ものを出してもらわないと、ひょっとしたら事故が起きるかわからんとかいう議論の中で、いろんなその先のことはなかなかできんと思うけんが。

例えば、福島がああいう形になって、何が問題であって、どこが改善されて、どの程度安全なのか、やっぱりきちっとそこは安全のほうに携わる人たちの、そういう安全性がどこまで高まっているのか、そこをまず知らないと、稼働なのか、それとももう廃止をするのか、そこもなかなか決められないと思うし、県の方は一番よくわかっておられて、多分稼働させるための認識、やっぱりそういう地ならしをしたいというのがあると思うんですね。

農業で言えば、今まで例えば、そういう社会活動をする人たちがCO₂の問題を盛んに言うとしたですね。今、原発がああいうふうになったら、極端に言えば、火力発電所をぼんぼんぼんぼん燃やして二酸化炭素をぼんぼん出してもそれは言わんしね。

そういう意味で、安全性をどれだけ高められているかと、この再稼働の認可をすることについて、そこをまずきちんと教えてもらいたいね。そこから先に議論せんと。

○事務局（諸岡原子力安全対策課長）

原子力発電所の安全性について、事務局のほうからちょっとだけ御説明させていただきます。

原子力発電所、福島の事故を踏まえまして、原子力規制委員会で新しく基準をつくって、福島のようなことが起きないようにということで審査がされていると思います。その結果につきましては、やはりその法令に基づいた規制監督権限を持つ規制委員会が、きっちり説明をすべきだというふうに我々は思っております。

県としましては、その結果についてそれを確認するというにしております、その際に専門部会の先生方にはアドバイスをいただくというようなことを考えております。

○事務局（今村県民環境部副部長）

この場で、工藤先生も一応この委員会の一委員さんとして御参加をいただいております。この場で特に、工藤先生から説明をしていただくというようなことは——工藤先生が御承知の範囲でもし教えていただけるような場というのはあるかもしれませんが、特に、工藤先生のほうから御説明をするというような場ではちょっとないというふうに考えております。

○金原委員

すみません、唯一の専門家ということでお聞きしただけですから。

○柳瀬委員

何回も済みません。ここで議論する気はないんですけれども、例えば、先ほど審査書案が出ましたよね。そのときに規制委員会の田中委員長は、「そういう基準には満たしたけれども、安全と私は言わない」というふうに言ったんですよね。だから、全部が全部安全じゃなくて、そこも私たちはやっぱり疑義があるなという思いがあるもので、そんなのを広く含めて意見を言うことでいいんですよね。私はそのことが一番大事なことだと思いますので、ただそれだけが先行してもだめだなという思いもあります。

○副島会長

その発言の趣旨は、今の段階で、技術はさらに日進月歩していくので、安全も高めていくべきだという意味で言われたんだろうと思いますけれども、その発言の趣旨は別として、この場では再稼働に関しまして、様々な立場の方、様々な御意見をお持ちの方からしっかり意見を聞いていくという、そういう中で国に対しては申し上げるべきは申し上げる。もしくは、提案すべきことは提案していく。また、その議論の材料となるものについては、方法が決まればきちっと皆様方、または県民の皆様にお知らせしていく。そして、その上で、この場で御意見をお伺いしていくという進め方にトータル的にはなっていくのかなと思っております。

ちょっとすみません、取りとめのない話になってしまって申し訳ございませんでしたが、ほかに御意見等がございましたらお願いいたします。はい。

○三苦委員

地域婦人会として、各個人の原発に対しての意見はかなり広く聞くことができると思っております。ただ、今、会長がおっしゃるように、これを聞いて、そしてその私たちの、全ての代表者たちの意見がどこまでの位置づけなのか。ただ聞くだけで、言いつ放しというんじゃないで、そこがどこまで私たちの範囲が、底辺でもいいですよ、そのところが見えないと、言いつ放しの委員会じゃ意味がないと思うし、やっぱり県民の安全のためには廃炉にして、原発ごみが10万年ですか——何かちょっと見ました——10万年、国が管理するとかそういう委員会出ていますよね。そういう中で、再稼働してどうなのかということもたくさん意見を聞くんですよ。やっぱりやめたほうがいいよって、いや、でも、需要供給のためにはやっぱりなくちゃ困る、といういろんな方の意見があるんですが、ただ聞くだけに終わらないで、一步も二歩も前に前進していかないと、このせっかくのすばらしい人たちが集まっていらっしゃるのに無意味かなという気がするので、そのところを少し力強く事務局も打

ち出していただきたいなと思っています。

○事務局（石橋産業労働部長）

先ほども課長が言いましたけれども、この案件に関しては、先ほど三苦委員もおっしゃったように、県民の間でもいろいろな不安であったりとか、言っていることがわからないとか、あるいはこういった疑問であるとかいろいろあると思います。その上でも尚且つ、再稼働に賛成であったり反対であったりとかいうようないろいろなことがあると思います。ただ、そういったことを全体としてどういうふうにして県として判断をしていくのか、県が、再稼働について理解を求められるという立場になりますので、そうしたときに、どういったことを踏まえて県として判断するのか、そういったこと材料にしたいということです。

もちろん、その中で我々が気づかなかった問題点等々があるとすれば、それは、国に対してもきちんと申し入れをしますし、我々としても改善すべき点があればそれは改善をしていきますし、そういった我々の気づきの場にもしたいというふうに思っております。

また、先ほど冒頭申しましたように、この委員会はいろんな意見を聴く一つの方策です。このほかに、この後、ある一定の時期を見て、例えば手紙で受付であるとか、あるいはメールで受付であるとか、御意見箱みたいなもので受付とか、いろんなことをやっていきたいと思っております。もちろん、それぞれの団体の会員の中にもいろんな意見があると思っておりますので、何もその団体で一つに集約できるものでもないと思っております。ですから、そういういろんな意見を教えてもらう、我々の気づかないところを少しでも多く、幅広く気づけるような機会にしたいというふうなことで考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○副島会長

ほかに御意見等がございましたらお願いいたします。

○家永委員

J A女性協の家永と言います。2回目の役員会の持ち方というところで、今後、いろんな政府からの情報とかなんとかが出てくるであろうから、そういうことを踏まえた上での次回開催というようなことをおっしゃったと思うんです。そういう次回開催とか、先ほども出ているように、何を討議するのか、余りこうほわんとしたばかりで見えていないのもある。

それから、もう一つは、この稼働した稼働しないにかかわらず、県としてもし、あつてはならないことですが、事故があったときの安全対策というような、そういうものを多分

持っていらっしゃると思うので、次回の場合はそういう資料を事前に会議の前に配付をしていただけたらと思いますので、これは要望です。よろしくお願いします。

○副島会長

ありがとうございました。

そのほか御意見等がございましたらお願いいたします。

○副島会長

よろしゅうございますでしょうか。

本日、第1回ということでございましたけれども、様々な御意見を頂戴したところでございます。今後も引き続き第2回、第3回とございますので、しっかり御意見を拝聴させていただきたいと思っております。

また、県では原子力発電所の再稼働に関して広く一般の県民の方の御意見も承りたいと考えております。そのための、先ほどから何回も議論に出ております、情報をきちっと提供した上で意見をいただくということでございますので、その方法等が決まりましたら、改めて委員の皆様もしくは県民の皆様にお知らせをしたいと思っております。

また、それぞれの情報提供する方法等が決まりましたら皆様方にお知らせしますので、皆様方の団体におかれましても、ここで見る事ができる、ここで知ることができるなどはお教え願えればと思うところでございます。

これで議事を終了させていただきます。私の拙い司会で誠に申し訳ございませんでした。これで事務局にお返しいたします。

○事務局（古賀新エネルギー産業課副課長）

どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局からの御連絡でございます。

次回の開催についてですが、会議の中でもございましたとおり、次回の開催につきましては、本日何月何日ということではなくて、改めて各委員様に団体事務局を通じて御連絡をさせていただきますので、その点何卒よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会を終了いたしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。